

2026 年 9 月 24 日

法人等の実質的支配者(BO)に係る情報の把握等に関する有識者会議

早稲田大学大学院経営管理研究科教授 根本直子

今回の有識者会議は大学の用務と重なるため欠席いたしますが、以下のとおり意見を提出いたします。

FATF 第 5 次対日相互審査は、日本にとって大きな節目となる重要な機会です。責任ある国際社会の一員として、FATF の要請に適切に対応する必要があります。実質的支配者(BO: Beneficial Owner)情報に関する制度が G7 諸国の中で日本にのみ整備されていない現状は、早急に改善すべきであると考えます。

私は昨年、大学の在外研究の一環として英国に 8 か月間滞在しました。銀行口座の開設や送金に際しては、個人に対しても、より厳格な本人確認や審査が行われており、日本との意識や対応の違いを実感しました。

仮に相互審査において十分な評価を得られなかった場合、日本の金融機関に対する国際的な信頼が低下し、海外送金の遅延など、金融システムを通じて実体経済にも大きな影響が及ぶおそれがあります。

日本では、これまで金融機関が中心となってマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を進めてきました。私自身、銀行の社外取締役を務める中で、その対応を注視してきましたが、顧客側に問題の深刻さや対応の必要性が十分に伝わらず、手続が進まないケースもあるように思われます。本制度の導入を契機として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性について、社会全体の理解を深め、官民が協力して対応していくことが望まれます。

また、経済安全保障の重要性が高まる中、BO 情報をマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策以外の行政目的にも適切に活用できるようにする意義は大きいと考えます。実体のない法人等が悪用される事例は、マネー・ローンダリング等に限られません。英国、ドイツ、シンガポールなどでも、一定の条件の下、幅広い行政機関が BO 情報にアクセスできる仕組みが設けられています。したがって、情報の利用目的とアクセス権限を明確にした上で、必要な行政機関が有効に活用できる制度とすることが重要です。

制裁については、FATF 勧告において実効的な措置を講じることが求められていることに加え、諸外国では拘禁刑や罰金など、より厳格な制裁が設けられている例もあることを念頭に置く必要が

あります。一方で、制度の実効性を確保しつつ、違反の内容や程度に応じた、予見可能で均衡の取れた仕組みとすることも重要です。

新たな制度の導入により、事業者には一定の事務負担が生じることが想定されます。政府には、制度の趣旨や必要性について国民および事業者に十分な周知を行うとともに、届出手続の簡素化、支援体制の整備、制度導入後の効果と負担の継続的な検証を進めていただきたいと思います。

国際的な要請に着実に応えながら、安全性、実効性、柔軟性および効率性を備えた制度が構築されることを期待いたします。

以上